

柏駅東口未来検討委員会 設置要綱

(名称)

第1条 本委員会の名称は、「柏駅東口未来検討委員会」（以下「委員会」という。）とする。

(目的)

第2条 柏駅東口は、昭和48年の市街地再開発事業を核とした駅前整備から、来年で半世紀の節目を迎えるが、当時の先進的なまちづくりは、本市の広域商業都市への発展を牽引する原動力となり、柏駅は今なお首都圏の商業拠点の一翼を担っている。

全国的な人口減少を迎えてもなお、柏駅周辺における商圈人口や吸引人口など、商業的な指標は一定の水準を維持しており、この高い求心力を維持・発展させるためにも、建物更新や公共施設の再編を通じて、商業機能の強化とともに、子育て世代を含めた多世代のニーズが叶う、みどりと潤いあるまちづくりが求められる現状にある。

これらの状況を背景に、本委員会は、柏駅東口駅前の未来の在り方や目指すべき目標について地権者や関係者間で議論・共有するとともに、今後のまちづくりの方向性を検討することを目的とする。

(検討範囲)

第3条 委員会の検討範囲は柏駅東口駅前エリアとする。（別図）

(検討事項)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 柏駅東口駅前の今後のまちづくりの方向性
- (2) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第5条 委員会は別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

3 委員会は非公開とする。

4 委員会資料及び議事概要は、個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報などを除き、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

5 委員長は、必要に応じて、検討事項の内容を記載した書面を各委員へ送付し、意見を聴き、検討委員会の会議に代えることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、柏市都市部中心市街地整備課とする。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員及びその他出席者は、討議により知り得た個人に関する情報又は法人その他の団体に関する情報などについては、この委員会等の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 前項の重要事実については、その公表があるまでの間、委員会等の委員及びその他出席者はその情報を開示してはならない。

(補則)

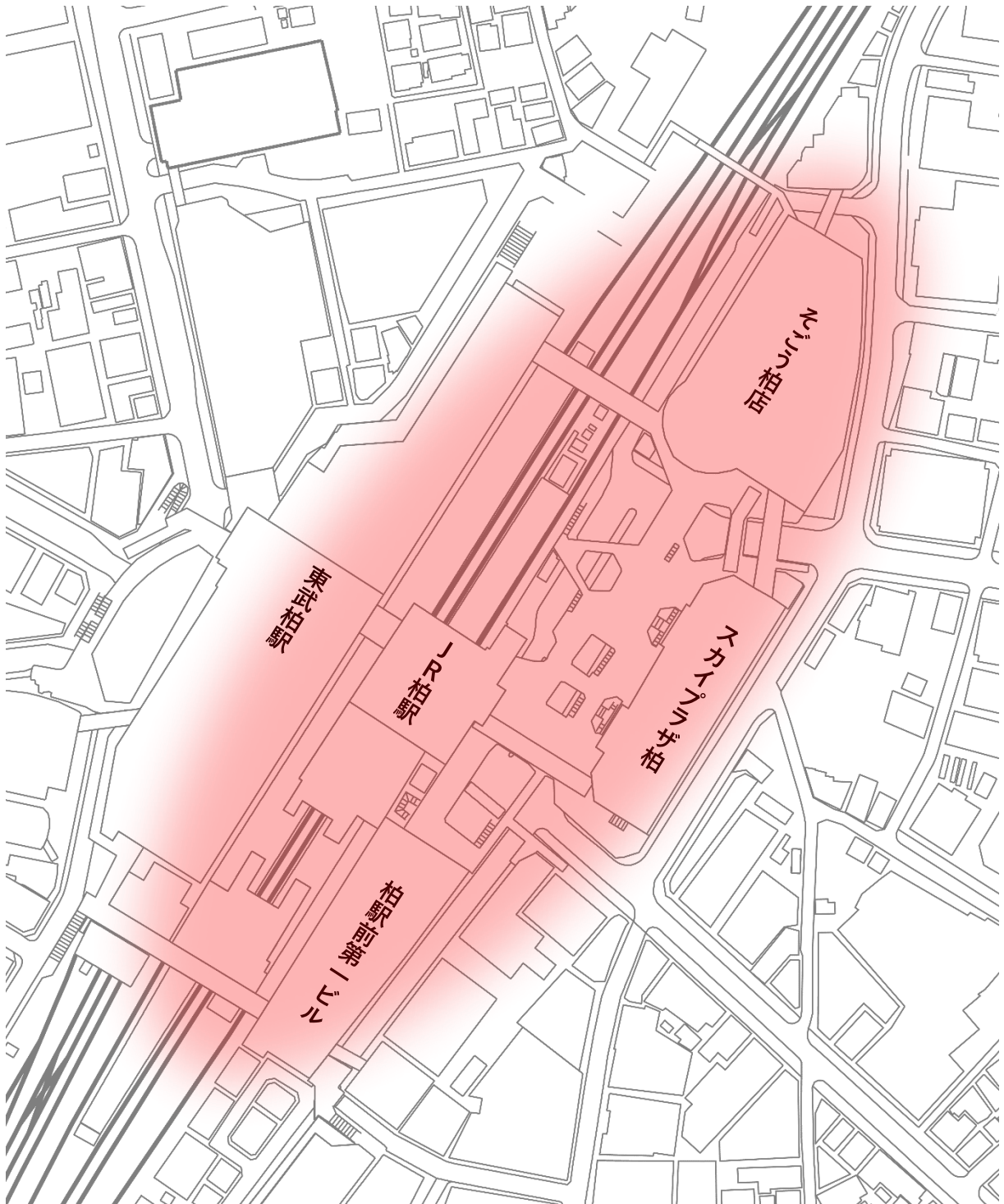
第10条 この要綱に変更の必要が生じたときは、委員会の了承を経て改正する。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別途定める。

附則

この要綱は、令和4年12月1日に施行し、柏駅東口駅前の今後のまちづくりの方向性の公表日にその効力を失う。

(別図) 検討範囲



(別表) 委員会名簿

(敬称略 50 音順)

職	所属・役職等		区分
委員長	出口 敦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 研究科長 社会文化環境学専攻 教授	学識経験者
副委員長	小田山 博史	柏商工会議所 会頭	関係機関
副委員長	寺嶋 哲生	一般社団法人柏アーバンデザインセンター 代表理事	関係機関
委員	芦原 隆	協栄商店会 会長	商店会
委員	石戸 新一郎	商店街振興組合 柏二番街商店会 理事長	商店会
委員	奥田 謁夫	柏市 副市長	行政
委員	加藤 智康	三井不動産株式会社 常務執行役員 開発企画部長	地権者
委員	越野 晴秀	東武鉄道株式会社 経営企画本部 課長	地権者
委員	寺嶋 憲夫	柏駅前第一ビル 柏駅前第一商業協同組合 代表理事	地権者
委員	西村 賢洋	スカイプラザ柏 大成建設株式会社 都市開発本部 開発事業部長	地権者
委員	風澤 俊一	柏駅前通り商店街振興組合 理事長	商店会
委員	三輪 律江	横浜市立大学 国際教養学部 都市学系 大学院 都市社会文化研究科 教授	学識経験者
委員	村上 祐二	東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 まちづくり部門 マネージャー	地権者
(事務局)	柏市 都市部	中心市街地整備課	